

三田市保育所等の利用調整に関する基準

1 基準指数表 (令和9年4月入所以降)

保育の実施基準			摘 要		指 数
No.	類 型				
1	就 労		月20日以上	1日8時間以上の労働を常態	20
				1日6時間以上8時間未満の労働を常態	18
				1日4時間以上6時間未満の労働を常態	16
			月16日以上	1日8時間以上の労働を常態	18
				1日6時間以上8時間未満の労働を常態	16
				1日4時間以上6時間未満の労働を常態	14
			上記には該当しないが、月64時間以上働いている。		
2	求 職 活 動	内 定	月20日以上	1日8時間以上の労働を常態	17
				1日6時間以上8時間未満の労働を常態	15
				1日4時間以上6時間未満の労働を常態	13
		月16日以上	1日8時間以上の労働を常態	15	
			1日6時間以上8時間未満の労働を常態	13	
			1日4時間以上6時間未満の労働を常態	11	
		上記には該当しないが、月64時間以上働いている。			
	未 定	定期的に求職活動をしていると認められる場合(客観資料等により)			7
		求職中(上記以外)			2
	3	妊娠・出産		母が出産又は出産予定日の前後8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する場合	
4	就 学		就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合		14
			就職に必要な技能取得のために職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合		10
5	疾 病 ・ 障 害	疾 病	3か月以上入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合		20
			1か月以上入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で保育が常時困難な場合		17
			通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		13
			病気などにより、保育に支障がある場合(上記以外)		10
		障 害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が常時困難な場合		20
			身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合		18
			身体障害者手帳5～6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付を受けていて、保育が困難な場合		16
6	介 護 ・ 看 護	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付又は要介護認定5～4の認定を受けている者の介護を行い、常時保育が困難な場合		18	
		身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付又は要介護認定3～2の認定を受けている者の介護を行い、保育が困難な場合		16	
		身体障害者手帳5～6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付又は要介護認定1の認定を受けている者の介護を行い、保育が困難な場合		14	
		病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記以外に該当しない範囲で保育に支障がある場合		12	
7	災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20
8	虐待・DV		三田市福祉事務所長が特に保育が必要な状態にあると認める場合		
9	その他		三田市福祉事務所長が特に保育が必要な状態にあると認める場合		

- 【 備考 】
- 1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。ひとり親世帯については、当該ひとり親の指数に20点を加算する。
 - 2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合には、求職中として取扱う。
 - 3 保護者が保育の必要な事由が2つ以上ある場合には、原則として指数の高い状況に該当するものとして取扱う。
 - 4 就労時間には、休憩時間を含め、通勤時間は含まないものとする。
 - 5 表中の区分により難しい場合は、実態に則して最も近いと思われる要件に当てはめ、指数を決定する。
 - 6 No.8及びNo.9の指数については、当該児童・世帯の状況に応じて福祉事務所長が決定する。

2. 調整指数表

項 目	条 件			指 数	該当する要件
加算指数	就労状況	1	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	+3	
		2	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得中で、復帰する場合	+3	3妊娠・出産を除く
		3	三田市が入所措置及び利用の要請を行う市内の保育所、認定こども園及び小規模保育で保育士・幼稚園教諭又は看護師として保育又は看護業務に従事する場合	+10	
		4	三田市が入所措置及び利用の要請を行う市内の保育所、認定こども園及び小規模保育で業務に従事する場合(番号3を適用する場合は除く。)	+3	
	家庭状況	5	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合	+2	
		6	ひとり親世帯	+7	
		7	父母の一人が単身赴任	+2	
	障害	8	保護者が身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の1つを所持している場合	+3	5疾病・障害を除く
		9	保護者が身体障害者手帳3級以下、療育手帳B1以下、精神障害者保健福祉手帳2～3級の1つを所持している場合	+2	5疾病・障害を除く
		10	同一世帯に身体障害者手帳4級以上、療育手帳B1以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上のうち、いずれかを所持している者がいる場合(保護者及び入所児童を除く。)	+2	6介護・看護を除く
	児童の状況	11	特別支援が必要な児童であると三田市心身障害児保育指導委員会で判断された場合	+2	
		12	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合	+4	
		13	同時に2人以上の申し込みをしている場合	+2	
		14	多胎児が同時に申し込みをしている場合	+4	
		15	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合であり、かつ同時に2人以上(多胎児を含む)の申し込みをしている場合	+6	
		16	地域型保育施設を卒園する場合 (連携施設を自己の判断により選択しなかった場合は除く)	+10	
		17	あさひ若草ナースリーを卒園する場合	+10	
		18	認可外保育施設、一時預かり等を週3日以上利用している場合	+3	
	その他	19	入所希望月から待機期間が12カ月以上である場合 (就労予定及び番号21を適用する期間を除く)	+8	
		20	三田市福祉事務所長が特に必要と認める場合		
減算指数	就労状況	21	保護者が育児休業を取得中で、希望する保育等に入所できない際に育児休業の延長も許容できる場合(規則第7条に定める保育所利用申込書に保護者とその旨を記載等した場合に限る)	-20	
	家庭状況	22	同居している65歳未満の保護者の父母等が無職、求職中又は月64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合等を除く)	-6	
	広域入所	23	市外在住者で、転入予定であるが、転入先の住所が確定していない場合	-5	
		24	市外在住者(転入予定者及び番号3に該当するものを除く)	-20	
	転園	25	保育所等を利用中に別の保育所等を希望する場合(兄弟姉妹が利用している保育所等に転園する場合、転居・転勤によりやむをえず転所を希望する場合は除く)	-5	
	保育料滞納	26	入所児又は卒園児の利用者負担(保育料)等を3カ月以上滞納している場合 (分納誓約書を提出しており、それに基づき過去3カ月納入している場合を除く)	-5	
	その他	27	入所利用調整の結果、入所(園)内定となったが入所(園)せず待機となった場合 (入所希望月を含む年度に限る)	-3	

備考

- 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。
- 番号8および9、12から15まではそれぞれ重複して加算しない。
- 番号16または17に該当する場合は、番号18および19は適用しない。
- 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。
- 番号20については、当該児童・世帯の状況に応じて福祉事務所長が決定する。
- 番号21に該当する場合は、番号2を適用しない。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

- 三田市在住者(転入予定者含む)
- 三田市内の保育所、認定こども園及び小規模保育で保育士、幼稚園教諭又は看護師として保育又は看護業務に従事する場合
- 同居者(住所が別にあっても生計を共にしている場合を含む)なしのひとり親世帯
- 生活保護世帯
- 待機期間が長い者
- 既に兄弟姉妹が保育所等に入所しており、同じ保育所等となる場合
- 同一世帯に障害者がいる場合
- 通勤時間が長い者
- 保育料算定にかかる市町村民税所得割額の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯を優先する)